

## 1. 序論

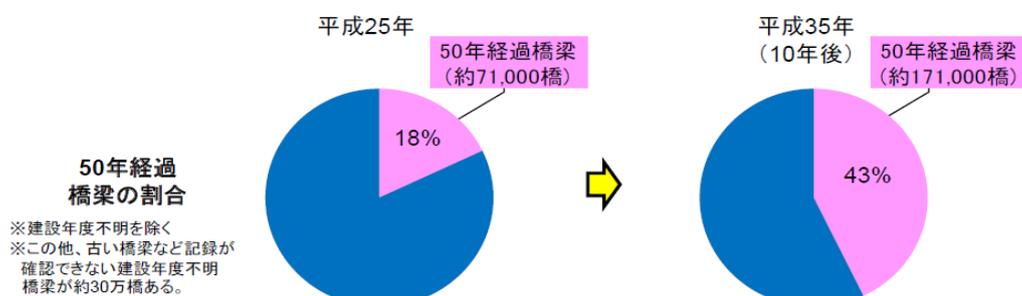
我が国には2013年（平成25年）時点で約70万橋もの道路橋（橋長2m以上）がある。図-1.1に示すように、2025年（平成35年）頃には、建設後50年を超えるものが全体の4割以上を構成することになる。経年の状態変化が進んでおり、図-1.2に示すように、変状も見られている。発見の遅れにより、損傷が進行し、橋の機能に影響を及ぼした事例も少なくない。

各道路管理者は、供用中の道路構造物を安全な状態に保つ責務がある。また、経年変化に対しても効率的な維持管理を進める必要がある。

そこで、道路橋の経年の状態変化に対して、定期的に状態の確認と健全性の診断を行い、以て安全の確保と効率的な維持管理を進めるため、道路法施行規則が一部改正され、具体的な点検頻度や方法等が定められ、2014年（平成26年）7月に施行された。

本テキストは、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく道路橋の定期点検を実施するにあたり、最低限必要な知識を習得することを目的に作成されたものである。

定期点検には道路橋や損傷に関する広範な知識が求められる。外観目視が主体となることから、目視できない箇所の異常の有無の推測や、専門家の判断を必要とする事象に対して、安易に見過ごしたり誤った判断を行うことがないように常に留意しつつ、定期点検を実施するのがよい。



社会資本整備審議会 道路分科会 第44回基本政策部会・第11回国土幹線道路部会合同部会資料5より  
抜粋 <http://www.mlit.go.jp/common/001027115.pdf>

図-1.1 橋の高齢化



剥離・鉄筋露出



剥離・鉄筋露出、PC鋼材破断



コンクリート床版の抜け落ち



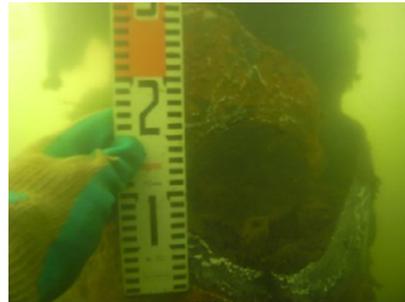
鋼板接着補強されたコンクリート床版の抜け落ち



腐食



腐食、破断



腐食



亀裂

図-1.2 橋の様々な損傷の例